

令和4年4月1日～

産婦健康診査の費用を助成します

産後は、ホルモンバランスの変化や赤ちゃん中心の生活リズムになり、心身ともに不安定になりやすい時期といわれています。産後うつなど、ご自身で気づかないところからだの不調を早期に発見し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の一環として、産婦健康診査の費用の一部を助成します。

助成の対象者

産婦健康診査の受診日において、久喜市に住民登録のある方

助成の対象となる産婦健康診査

次の項目全てに該当するもの

1. おおむね産後 1 か月頃までに受ける産婦健康診査で、令和4年4月1日以降に受けたもの(流産及び死産の場合を含む)
2. 基本的な産婦健康診査及びこころの健康チェック(エジンバラ産後うつ病質問票【E PDS】)の両方を実施していること

* 医療機関入院中に実施したものは助成の対象外です。

助成回数及び助成額

1 回限り。上限 5,000 円

助成方法

委託医療機関の場合

- ・産婦健康診査助成券を委託医療機関に提出してください
- ・助成金額を超えた差額は医療機関にお支払いください

委託医療機関以外の場合

- ・産婦健康診査助成券は使用できません。
- ・基本的な産婦健康診査とエジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)の両方を実施した場合に助成します。
- ・医療機関に産婦健康診査連絡票を記入してもらい、費用は全額医療機関へお支払いください。
- ・下記のとおり保健センターに申請してください。

<助成金申請方法>

次の①～④を保健センターに提出してください。

- ① 妊産婦健康診査助成金交付申請書*
- ② 妊産婦健康診査助成金交付請求書*
- ③ 産婦健康診査の領収書及び明細書等(原本)
- ④ 産婦健康診査連絡票(医療機関で記入してもらったもの)

*①②は保健センター窓口または久喜市のホームページからダウンロードできます

*その他持参するもの

- ・母子健康手帳
- ・振り込みを希望する銀行口座の通帳等(コピー可)
- ・印鑑

<申請期限>

出産から1年以内

◆申請・問合せ先

中央保健センター	〒346-0005 久喜市本町 5-10-47	電話 0480 (21) 5354 FAX 0480 (21) 5392
菖蒲保健センター	〒346-0105 久喜市菖蒲町新堀1	電話 0480 (85) 7021 FAX 0480 (85) 7886
栗橋保健センター	〒349-1192 久喜市間鎌251-1	電話 0480 (52) 5577 FAX 0480 (52) 0123
鷲宮保健センター	〒340-0217 久喜市鷲宮6-1-2	電話 0480 (58) 8521 FAX 0480 (59) 2441